公益社団法人日本工学アカデミー定款

平成 24 年 11 月 15 日制定
平成 25 年　7 月　1 日施行

第1章　総則

（設置）

第1条　この法人は、公益社団法人日本工学アカデミー(The Engineering Academy of Japan ）と称す。

（事務所）

この法人は主たる事務所を東京都港区に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章　目的及び事業

（目　的）

第3条　本法人は、広く学界、産業界及び国の機関等において、工学及び科学技術並びにこれらと関連する分野に関し、著しく貢献した広範な識見を有する指導的人材によって構成し、我が国の工学及び科学技術全般の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 創造的革新技術の萌芽の模索、評価等による、先見性・創造性のある基礎研究の推進のための調査研究、提言等に関する事業

(2) 社会、産業界、学界が工学及び科学技術に関する分野で直面している具体的問題の把握とその解決に関する事業

(3) 工学及び科学技術に関連する問題についての普及啓発活動に関する事業

(4) 工学及び科学技術の分野における国際交流の推進に関する事業

(5) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は日本国内及び海外において行う。

第3章　会員

（法人の構成員）

第5条　この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員　次の事項の少なくとも一つに該当し日本国籍を有する者

1) 工学の研究及びその成果の実用化に関し、顕著な貢献をした者

なお、工学のみでなく、境界領域の学間分野はもとより関連ある社会科学・人文科学の分野も含む。

2) 新しい技術分野における先駆的研究開発に顕著な成果をあげた者

3) 産業界において、先駆的又は極めて困難な事業を遂行するに当たって大きな成果をあげた指導的立場の者

4) 工学及びこれに関連した教育の分野において顕著な功績があった者

(2) 客員会員　日本国籍を有しない者で正会員の資格を有する者

(3) 賛助会員　本法人の目的に賛同し、事業を援助する個人または団体

２　前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に定める社員とする。

（入 会）

第6条 正会員及び客員会員候補者は、理事会の定める内規に従い、推薦された者の内から会員選考委員会の審査、理事会の議決を経て会長より通知される。正会員及び客員会員候 補者は、会長が別に定める入会承諾書を提出することにより、正会員及び客員会員として 登録される。

２　賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

（会費等）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款、その他の規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な理由があるとき

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条1項の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
2. 当該会員が死亡したとき

第4章　社員総会

（構　成）

第 11 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権　限）

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任及び解任
3. 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
4. 定款の変更
5. 解散及び残余財産の処分
6. 基本財産の処分
7. 専務理事及び常務理事の報酬等の額及び支給基準
8. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総正会員の議決権の5分の1以上の決議権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議　長）

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

２　会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した副会長の中から議長を選出する。

（議決権）

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決 議）

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　第１項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 理事および監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. 基本財産の処分
6. その他、法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（議決権の代理行使）

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を代理行使することができる。その場合、当該社員は委任状その他の代理権を証明する書面に表決事項を記載して、この法人に提出しなければならない。
ただし、同様の事項を電磁的方法によって行うこともできる。

２　前項の規定による代理権の授与は、社員総会ごとに行われなければならない。

３　前項の規定による代理出席者は社員総会の定足数および議決数に算入する。

（議事録）

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事のうち総会で指名された者は、前項の議事録に記名押印する。

第5章　役員

（役員の設置）

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　12名以上36名以内
2. 監事　3名以内

２　理事のうち1名を会長とする。

３　会長をもって法人法上の代表理事とする。

４　会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。

５　会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

６　副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議により選定する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。 会長に事故あるときは、会長に代わり副会長が代表権を伴わない業務執行を代行する。専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 26 条 専務理事及び常務理事を除く理事及び監事は、無報酬とする。

２　専務理事及び常務理事の報酬に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（役員の責任とその一部免除）

第 27 条 この法人は、第１１１条第１項の損害賠償責任を、法人法第１１４条第１項の規定に基づき、法令第１１３条第１項に定める限度において理事会の決議により免除することができる。

第6章　理事会

（構　成）

第 28 条 この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務の執行の決定
2. 理事の職務執行の監督
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
4. その他、法令又はこの法人の定款に定められた事項

（招　集）

第 30 条 理事会は、会長が招集するものとする。

２　会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議 長）

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

２　会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

（決 議）

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　代表理事並びに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章　資産及び会計

（財産の種別）

第 34 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

４　前第２項、第３項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

（事業年度）

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　会長又は副会長は、前項の承認を得た後、最初に開かれる社員総会においてこれを報告しなければならない。

３　第１項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終

了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
6. 財産目録

２　前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章　定款の変更および解散

（定款の変更）

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第 40 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第 41 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合であって、この法人の権利義務を承継する法人が公益法人でない場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日、又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 42 条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報へ掲載して行う。

第10章　事務局

（事務局）

第 44 条 この法人に事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章　補則

（委任）

第 45 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったとは、第35条の規定にかかわらず

解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の設立時の会長(代表理事)は小宮山宏、副会長は阿部博之、梶山千里、柘植綾夫及び中西友子、常務理事(業務執行理事)は玖野峰也とする。
4. この法人の設立時の理事及び監事は以下のとおりとする。＜理事監事名簿記載＞

別表

定款第 7 条に定める正会員の会費の額

70 歳未満	5 万円
70 歳以上	3 万円

＊毎年 4 月 1 日現在の年令